

【新旧対照表】通信販売加盟店規約

【改定前】	【改定後】	備 考
【第1条（加盟店）】 1. 本規約を承認のうえ、株式会社埼玉りそな銀行（以下、「当社」という）に加盟を申込み、当社が加盟を認めた法人、個人または団体を加盟店とします。また、当社が当社のシステムにおいて本規約に基づく加盟店による信用販売の開始を認めた日を契約日とし、本規約に基づき、当社と加盟店間で成立した契約を「本契約」といいます。なお、加盟の申込みを行った法人、個人または団体は、契約日前といえども、第3条第3項および第4項の義務を負うものとします。 2. 加盟店は、本規約に基づきカードによる代金決済によって行う通信販売の業務を行う店舗・施設（以下「カード取扱店舗」という）を指定のうえ、予め当社に届出し承認を得るものとします。当社の承認のないカード取扱店舗で信用販売はできないものとします。 3. 加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡（合併・会社分割等の組織再編行為によるものであるかを問わない）できないものとします。 （新設）	【第1条（加盟店）】 1. 本規約を承認のうえ、株式会社埼玉りそな銀行（以下、「当社」という）に加盟を申込み、当社が加盟を認めた法人、個人または団体を加盟店とします。また、当社が当社のシステムにおいて本規約に基づく加盟店による信用販売の開始を認めた日を契約日とし、本規約に基づき、当社と加盟店間で成立した契約を「本契約」といいます。なお、加盟の申込みを行った法人、個人または団体は、契約日前といえども、第3条第3項および第4項の義務を負うものとします。 2. 加盟店は、本規約に定める信用販売より通信販売の業務を行う店舗・施設を指定のうえ、予め当社に届出し、承認を得るものとします（以下、かかる承認を得た店舗・施設を「カード取扱店舗」という）。当社の承認のない店舗で信用販売はできないものとします。 3. 加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡（合併・会社分割等の組織再編行為によるものを含む）できないものとします。 【第8条（本取扱いの中止）】 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、カードの取扱いを中止または一時停止することができます。この場合、当社はカードの取扱を中止または一時停止することにより、加盟店および会員に対する損害賠償義務等の一切の責任を負わないものとします。 （1）天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステムの異常、戦争等の不可抗力によりカード等の取扱が困難であると当社が判断した場合。 （2）その他、コンピュータシステム保守、その他当社が止むを得ない事情でカードの取扱の中止または一時停止が必要と判断した場合	➤ 定義の表現修正 本規約条項追加に伴い条項番号の変更 端末使用不可の条件を追記 ➤ カード取扱い中止の新設

【新旧対照表】通信販売加盟店規約

【改定前】	【改定後】	備 考
【第8条（信用販売の種類）】 1. 信用販売の種類は、1回払い販売・2回払い販売・ボーナス一括払い販売・リボルビング払い販売・分割払い販売（3回以上のものをいい、以下同様）とします。 2. 加盟店は、2回払い販売・ボーナス一括払い販売・リボルビング払い販売・分割払い販売については、当社または日本国内の会社が発行するカードのうち、当社が指定するものについてのみ取扱うものとし、その他のカードについては、1回払い販売のみ取扱うものとします。 【第9条（改善措置）】 当社は、取扱商品・サービスおよび広告表現の内容等が信用販売にふさわしくないと判断し、改善措置等が必要または適当と認めた場合には、加盟店に対して変更・改善もしくは販売中止を求めることができるものとし、加盟店はその要求に従い速やかに自己の負担において適切な措置を取るものとします。 【第10条（信用販売の方法）】 1. 加盟店は、信用販売を実施するに際しては、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、次の事項を確認して信用販売を行うものとします。この場合において、加盟店は、ガイドラインに掲げられた措置またはこれと同等と当社が認める措置を講じてこれを行うものとします。 4. 加盟店が商品を発送またはサービスを提供したときは、当社の定める方法により売上データまたは売上票（以下「売上データ等」という）を作成するものとします。売上データ等の作成に際しては、加盟店は次の事項を遵守するものとします。	【第9条（信用販売の種類）】 1. 信用販売の種類は、1回払い販売・2回払い販売・ボーナス一括払い販売・リボルビング払い販売・分割払い販売（3回以上のものをいい、以下同様）とします。 2. 加盟店は、2回払い販売・ボーナス一括払い販売・リボルビング払い販売・分割払い販売については、当社または日本国内の会社が発行するカードのうち、当社が指定するものについてのみ取扱うものとし、その他のカードについては、1回払い販売のみ取扱うものとします。 （削除） 【第10条（信用販売の方法）】 1. 加盟店は、会員からカードの使用による信用販売の要求があった場合、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、次の事項を確認して信用販売を行うものとします。この場合において、加盟店は、ガイドラインに掲げられた措置またはこれと同等と当社が認める措置を講じてこれを行うものとします。 4. 加盟店が商品を発送またはサービスを提供したときは、当社の定める方法により売上データまたは売上票（以下「売上データ等」という）を作成するものとします。ただし、売上票は当社所定の場合にのみ利用できるものとします。売上データ等の作成に際しては、加盟店は次の事項を遵守するものとします。	➤ 本規約条項追加に伴い条項番号の変更 ➤ 第43条（是正計画の策定と実施）第1条へ移動 ➤ 表現より具体的に明記

【新旧対照表】通信販売加盟店規約

【改定前】	【改定後】	備 考
6. 加盟店は、有効なカードで申込みを行った会員に対して、商品の販売代金ならびにサービス提供代金について手数料等を上乗せする等現金客と異なる代金の請求をすること、およびカードの円滑な使用を妨げる何らの制限をも加えないものとします。また正当な理由なくして信用販売を拒絶し、代金の全額または一部（税金、送料等を含む）に対して直接現金支払いを要求する等、会員に対して差別的取扱いを行わないものとします。 【第15条（不審な取引の検知）】 1. 加盟店は、使用されたカードについて、カード名義・使用者の性別・カード発行会社・カードの会員番号等の事項の間に整合しないものがある場合、カードの使用方法に不審がある場合、同一会員が異なる名義のカードを使用した場合、または当該取引について日常の取引から判断して異常な大量もしくは高価な購入の申込がある場合には、カードによる信用販売を行うについて当社と協議し、当社の指示に従うものとします。同一の顧客から多数のカードによる申込があった場合には、特に注意を払うものとします。 【第17条（信用販売の円滑な実施）】 1. 加盟店は、信用販売を行うあるいは信用販売の勧誘を行う場合には、割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法等の関連法令を遵守するものとします。また、当社が関連法令を遵守するために必要な場合には、当社の要請により、加盟店は必要な協力を行うものとします。 2. 加盟店は、信用販売を行った場合には、直ちに商品またはサービス等を会員に引渡しまたは提供するものとします。但し、売上データまたは売上票記載の利用日に引渡しまたは提供することができない場合は、会員に書面をもって引き渡し時期	す。 6. 加盟店は、有効なカードを使用した会員に対して、商品の販売代金ならびにサービス提供代金について手数料等を上乗せする等現金で取引を行う客と異なる代金の請求をすること、およびカードの円滑な使用を妨げる何らの制限も加えないものとします。また正当な理由なくして信用販売を拒絶し、代金の全額または一部（税金、送料等を含む）に対して直接現金支払いを要求する等、会員に対して差別的取扱いを行わないものとします。 【第15条（不審な取引の通報）】 1. 加盟店は、使用されたカードについて、カード名義・使用者の性別・カード発行会社・カードの会員番号等の事項の間に整合しないものがある場合、カードの使用方法に不審がある場合、同一会員が異なる名義のカードを使用した場合、または当該取引について日常の取引から判断して異常な大量もしくは高価な購入の申込がある場合には、信用販売を行うについて当社と協議し、当社の指示に従うものとします。同一の顧客から多数のカードによる申込があった場合には、特に注意を払うものとします。 【第17条（信用販売の円滑な実施）】 1. 加盟店は、信用販売を行うあるいは信用販売の勧誘を行う場合には、割賦販売法、特定商取引法、消費者契約法等の関連法令を遵守するものとします。また、当社が関連法令を遵守するために必要な場合には、当社の要請により、加盟店は必要な協力を行うものとします。 2. 加盟店は、信用販売を行った場合には、直ちに商品またはサービス等を会員に引渡しまたは提供するものとします。但し、売上データ等記載の利用日に引渡しまたは提供することが	➤ 表現の修正 ➤ 表現の修正

【新旧対照表】通信販売加盟店規約

【改定前】	【改定後】	備 考
等を通知するものとします。 3. 加盟店は割賦販売法第2条第3項に定められる信用販売を行った場合、割賦販売法第30条の2の3第5項およびその施行規則に定める事項等を記載した書面を遅滞なく会員へ交付しなければならないものとします。また、加盟店は、本項に定める以外の割賦販売法その他の法令上加盟店に課される会員に対する書面交付義務を遵守するものとします。 4. 加盟店は、第22条第2項で定める売上データ等が当社に到着した後に会員が割賦販売法および特定商取引に関する法律に定める信用販売の申込の撤回または信用販売の解除（以下、総称して「クーリング・オフ」という）を行った場合または法令に基づいて信用販売の取消を行った場合には、第25条に従い、直ちに当社に対し当該信用販売の取消の手続を行うものとします。 5. 加盟店は、第22条第2項で定める売上データ等が当社に到着した後に会員がクーリング・オフを行った場合または法令に基づいて信用販売の取消を行った場合には、第25条に従い、直ちに当社に届け出るとともに、当社所定の方法により当該会員と当該信用販売の精算を行うものとします。 6. 加盟店は、加盟店の事由により商品またはサービス等の引渡しまたは提供が困難となったときは、直ちにその旨を会員および当社へ連絡するものとします。 7. 加盟店が、信用販売の取消または解約等を行う場合には、直ちに当社所定の方法にて当該債権に係る手続の取消しを行うこととし、当社は第22条に準じて処理するものとします。 8. 加盟店は、前項により手続を取消した売上債権にかかる立替払金が当社より支払済みである場合には、直ちにこれを返還するものとします。また、この場合、当社は第28条第3項を準用することができるものとします。	できない場合は、会員に引き渡し時期等を通知するものとします。 3. 加盟店は割賦販売法第2条第3項に定められた信用販売を行った場合、割賦販売法第30条の2の3第5項およびその施行規則に定める事項等を記載した情報を遅滞なく会員へ提供しなければならないものとします。また、加盟店は、本項に定める以外の割賦販売法その他の法令上加盟店に課される会員に対する義務（情報提供義務または書面交付義務を含みますが、これらに限られない）を遵守するものとします。 4. 加盟店は、第22条第2項で定める売上データ等が当社に到着した後に会員が割賦販売法もしくは特定商取引法に定める信用販売の申込の撤回もしくは信用販売の解除または法令に基づく信用販売の取消（以下、総称して「信用販売の解除等」という）を行った場合には、第25条に従い、直ちに当社に届け出るとともに、当社所定の方法により、当該信用販売の取消および当該会員との精算の手続を行うものとします。 （削除） 5. 加盟店は、加盟店の事由により商品またはサービス等の引渡しまたは提供が困難となったときは、直ちにその旨を会員および当社へ連絡するものとします。 6. 加盟店が、信用販売の取消または解約等を行う場合には、直ちに当社所定の方法にて当該債権に係る手続の取消しを行うこととし、当社は第22条に準じて処理するものとします。 7. 加盟店は、前項により手続を取消した売上債権にかかる立替払金が当社より支払済みである場合には、直ちにこれを返還するものとします。また、この場合、当社は第28条第3項を	

【新旧対照表】通信販売加盟店規約

【改定前】	【改定後】	備 考
【第20条（無効カードの取扱い）】 2. 加盟店は、当社から特定のカード等の利用を一時停止とする旨の通知を受けた場合、信用販売を行わないものとします。 【第22条（立替払等）】 1. 加盟店は、会員との間に正当に成立した取引に関する契約に基づく売上債権であって、当社の承認を得、かつ、目的の商品を会員の指定場所に向けて発送またはサービスを提供したもののについて、売上データ等を送信または送付するものとし、当社は加盟店に対し、立替払いするものとします。 3. 売上債権の締切日を過ぎて売上データ等が提出された売上債権について、当社が当該売上債権あるいは立替払いにより会員に対し取得した債権の回収ができなかった場合、および当社が加盟または提携する組織に加盟しているもしくは当社と提携関係にある日本国内および日本国外の会社が、正当な理由により当社からの当該売上債権の譲渡または立替えて支払うことにつき拒否または異議を唱えた場合もしくは当該会社が当該売上債権あるいは立替払いにより会員に対し取得した債権の回収ができなかった場合は、加盟店が連帯して一切の責任を負うものとし、当社が第28条に基づき返還等の請求を行ったときはこれに従うものとします。ただし、加盟店が自己の責めに帰すべき事由がないことを証明した場合はこの限りではありません。 4. 当社は、商品の発送の発送等を行った日から2ヶ月を経過した売上債権について、無条件で立替払いを拒否することができるものとします。	準用することができるものとします。 【第20条（無効カードの取扱い）】 2. 加盟店は、当社から特定のカード等の利用を一時停止とする旨の通知を受けた場合、当該カード等を使用した信用販売を行わないものとします。 【第22条（立替払等）】 1. 加盟店は、会員との間に正当に成立した取引に関する契約に基づく売上債権であって、当社の承認を得、かつ、目的の商品を会員の指定場所に向けて発送またはサービスを提供したもののについて、当社に売上データを送信または当社所定の売上集計票を添付して売上票送付して立替払いを請求するものとし、 3. 売上債権の締切日を過ぎて売上データ等が提出された売上債権について、当社が当該売上債権あるいは立替払いにより会員に対し取得した債権の回収ができなかった場合、および当社が加盟または提携する組織に加盟しているもしくは当社と提携関係にある日本国内および日本国外の会社が、正当な理由により当社からの当該売上債権の譲渡または立替えて支払うことにつき拒否または異議を唱えた場合もしくは当該会社が当該売上債権あるいは立替払いにより会員に対し取得した債権の回収ができなかった場合は、加盟店が一切の責任を負うものとし、当社が第28条に基づき返還等の請求を行ったときはこれに従うものとします。ただし、加盟店が自己の責めに帰すべき事由がないことを証明した場合はこの限りではありません。 4. 当社は、商品の発送の発送等を行った日から30日を経過した後に売上データ等が送信または売上集計票が送付された売上債権について、無条件で立替払いを拒否することができる	➤ 表現の修正 ➤ 表現の修正 立替払い拒否の期間短縮 別契約がある場合の優先順位追記

【新旧対照表】通信販売加盟店規約

【改定前】	【改定後】	備 考
【第24条（支払方法）】 1. 当社が立替払いをする売上債権にかかる債務の締切日および加盟店への立替払金の支払日は次の通りとします。 【第26条（会員との紛議とカード利用代金等）】 1. 加盟店は、会員に対して販売した商品またはサービス（附帯関連する役務を含む）等の未提供、品質不良、瑕疵、運送中の破損、数量不足、品違いその他、販売した商品またはサービス等に関する会員との紛議については、遅滞なくこれを自らの責任と費用負担の下、解決するものとします。その紛議の内容により、当社から商品またはサービス等の変更、販売方法、運送もしくは提供方法等について改善の申入れを受けたときは、加盟店はこれによる改善を行うものとします。 4. 本条第1項の紛議を理由に会員が当該カード利用代金の支払いを拒否した場合、会員紛議が発生する可能性があるとして当社が認めた場合、または会員の当社に対する支払いが滞った場合、当社は紛議が解決するまで加盟店に対する当該代金の支払いを保留できるものとします。この場合、保留した支払代金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。尚、当社が加盟店に対する該当立替払金の支払いを保留する場合は、当社は加盟店に書面にて通知を行うものとします。加盟店が当該紛議の解決を証明した場合は、当社は加盟店に対して当該立替払金を支払うものとします。この場合、保留した支払代金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。	ものとし、加盟店はこれに異議を申し立てないものとします。 【第24条（支払方法）】 1. 当社が立替払いをする売上債権にかかる債務の締切日および加盟店への立替払金の支払日は次の通りとします。但し、当社と別途約定がある場合には、その定めに従うものとします。 【第26条（会員との紛議とカード利用代金等）】 1. 加盟店は、会員に対して販売した商品またはサービス（附帯関連する役務を含む）等の未提供、品質不良、契約不適合、運送中の破損、数量不足、品違いその他、販売した商品またはサービス等に関して会員との間に生じた紛議については、遅滞なくこれを自らの責任と費用負担の下、解決するものとします。その紛議の内容により、当社から商品またはサービス等の変更、販売方法、運送もしくは提供方法等について改善の申入れを受けたときは、加盟店はこれによる改善を行うものとします。 4. 第1項の紛議を理由に会員が当該カード利用代金の支払いを拒否した場合、会員紛議が発生する可能性があるとして当社が認めた場合、または会員の当社に対する支払いが滞った場合、当社は紛議が解決するまで加盟店に対する当該立替払金の支払いを保留できるものとします。この場合、保留した支払代金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。なお、当社が加盟店に対する該当立替払金の支払いを保留する場合は、当社は加盟店に書面または電磁的記録にて通知を行うものとします。加盟店が当該紛議の解決を証明した場合は、当社は加盟店に対して当該立替払金を支払うものとします。	➤ 表現の修正 ➤ 表現の修正

【新旧対照表】通信販売加盟店規約

【改定前】	【改定後】	備 考
【第28条（立替払金の返還等（買戻し）の特約）】 （2）第8条第2項の規定に違反して信用販売を行った場合 （9）会員が信用販売について、クーリング・オフ、法令に基づく取消、解除または解約（第17条第4項及び第5項に定めるものを含むが、これに限られない）を行った場合 3．前2項の場合、加盟店は第24条第2項に規定する振込金（以下、「振込金という」から、立替払金の返還請求等の対象となった立替払金を差引充当すること、および当該立替払金に不足が生じる場合は次回以降の振込金を順次当該立替払金に充当すること等、当社の所定の方法により遅滞なく返金することを承諾するものとします。 （新設）	【第28条（立替払金の返還等（買戻し）の特約）】 （2）第9条第2項の規定に違反して信用販売を行った場合 （9）会員が信用販売について、取消、解約または信用販売の解除等（第17条第4項に定めるものを含むが、これに限られない）を行った場合 3．前2項の場合、加盟店は第24条第2項に規定する振込金（以下、「振込金という」から、立替払金の返還請求等の対象となった立替払金を差引充当すること、および当該立替払金に不足が生じる場合は次回以降の振込金を順次当該立替払金に充当すること等、当社所定の方法により遅滞なく返金することを承諾するものとします。この充当は、次回以降の振込金に、立替払金の返還請求等の対象となったカード取扱店舗による信用販売の売上債権が含まれるか否かおよびその金額の如何にかかわらず、当社の加盟店に対する立替払金額全額を対象として行うことができるものとします。 【第28条の2（不正利用被害の負担）】 1．加盟店が、信用販売を行うに際して第10条ないし第17条によることなく信用販売を行った場合において、当該信用販売で使用されたカードに係る会員が当該会員による利用ではない旨を申し出たときは、当社は、加盟店に対し、当該信用販売に係る立替払金の支払を拒みまたは支払済みの当該立替払金の返還を請求することができるものとします。 2．当社が加盟店に対して別途書面またはこれに代わる電磁的方法により通知するまでの間は、加盟店が、クレジットカードの使用者とクレジットカードの名義人との同一性の確認について、ガイドラインに定められた措置を講じることなく信用販売を行ったときであっても、前項の適用との関係では、これを	➤ 立替払金精算について追記 ➤ 不正利用被害の負担について追記

【新旧対照表】通信販売加盟店規約

【改定前】	【改定後】	備 考
【第 3 5 条（営業秘密等の守秘義務等）】 （新設） 5. 本条の定めは本契約終了後も有効とします。 【第 4 2 条（調査）】 1. 以下のいずれかの事由があるときは、当社は、自らまたは当社が適当と認めて選定したものにより、加盟店に対して当該事由に対応して必要な範囲で調査を行うことができ、加盟店はこれに応じるものとします。 ①加盟店または委託先においてカードの会員番号等の漏洩等が発生したまたはそのおそれが生じたとき ②加盟店が行った信用販売について不正利用が行われまたはそのおそれがあるとき。 ③加盟店が本規約第 1 0 条、第 1 6 条、第 3 7 条、第 3 9 条、第 4 3 条または第 4 4 条のいずれかに違反しているおそれがあるとき 【第 4 3 条（是正計画の策定と実施）】 （新設）	もって直ちに「第 1 0 条によることなく信用販売を行った場合」とはみなさないものとします。 3. 本条第 1 項の規定は、当社の加盟店に対する損害賠償請求またはその範囲を制限するものと解してはならないものとします。 【第 3 5 条（営業秘密等の守秘義務等）】 5. 加盟店および当社は、自己の従業員等に対し、就業規則・社内規程等により、本条と同等の機密保持義務等を課した上でなければ、相手方の営業秘密等を開示してはならないものとします。 6. 本条の定めは本契約終了後も有効とします。 【第 4 2 条（調査）】 1. 以下のいずれかの事由があるときは、当社は、自らまたは当社が適当と認めて選定したものにより、加盟店に対して当該事由に対応して必要な範囲で調査を行うことができ、加盟店はこれに応じるものとします。 ①加盟店または委託先においてカードの会員番号等の漏洩等が発生したまたはそのおそれが生じたとき ②加盟店が行った信用販売について不正利用が行われまたはそのおそれがあるとき。 ③加盟店が本規約第 1 0 条、第 1 6 条、第 3 7 条、第 3 9 条、第 4 3 条または第 4 4 条のいずれかに違反しているときまたは違反しているおそれがあるとき 【第 4 3 条（是正計画の策定と実施）】 1. 当社は、取扱商品・サービスおよび広告表現の内容等が信用販売にふさわしくないと判断し、改善措置等が必要または適当と認めた場合には、加盟店に対して変更・改善もしくは販売	➤ 営業秘密の取扱いについて追記 本規約条項追加に伴い条項番号の変更 ➤ 表現の修正 ➤ 第 9 条（改善措置）より移動 本規約条項追加に伴い条項番号の変更

【新旧対照表】通信販売加盟店規約

【改定前】	【改定後】	備 考
1. 以下の各号のいずれかに該当する場合には、当社は加盟店に対して期間を定めて当該事案の是正および改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、加盟店はこれに応じるものとします。 ①加盟店が第37条第3項、同条第4項、もしくは第39条第1項の義務を履行せず、もしくは委託先が第39条第1項第2号もしくは第3号により課せられた義務に違反し、またはそれらのおそれがあるとき ②加盟店または委託先の保有するカードの会員番号等の漏洩等が発生、またはそのおそれがある場合であって、第38条第5項および第39条第2項の義務を相当期間内に履行しないとき ③加盟店が第10条第1項に違反しまたはそのおそれがあるとき ④加盟店が行った信用販売について不正利用が行われた場合であって、第9条の義務を相当期間内に履行しないとき ⑤加盟店が法令または本契約に違反するとき ⑥前各号に掲げる場合の他、加盟店の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、割賦販売法に基づき、当社に対し、加盟店についてその是正改善を図るために必要な措置を講ずることが義務付けられるとき 2. 当社は、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、加盟店が当該計画を策定若しくは実施せず、またはその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正若しくは改善のために十分ではないと認めるときには、加盟店と協議の上、是正および改善のために必要かつ適切と認められる事項（実施すべき時期を含む）を提示し、その実施を求めることができるものとします。	中止を求めることができるものとし、加盟店はその要求に従い速やかに自己の負担において適切な措置を取るものとします。 2. 以下の各号のいずれかに該当する場合には、当社は加盟店に対して期間を定めて当該事案の是正および改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、加盟店はこれに応じるものとします。 ①加盟店が第37条第3項、同条第4項、もしくは第39条第1項の義務を履行せず、もしくは委託先が第39条第1項第2号もしくは第3号により課せられた義務に違反し、またはそれらのおそれがあるとき ②加盟店または委託先の保有するカードの会員番号等の漏洩等が発生、またはそのおそれがある場合であって、第38条第5項および第39条第2項の義務を相当期間内に履行しないとき ③加盟店が第10条第1項に違反しまたはそのおそれがあるとき ④加盟店が行った信用販売について不正利用が行われた場合であって、第16条の義務を相当期間内に履行しないとき ⑤加盟店が法令または本契約に違反するとき ⑥前各号に掲げる場合の他、加盟店の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、割賦販売法に基づき、当社に対し、加盟店についてその是正改善を図るために必要な措置を講ずることが義務付けられるとき 3. 当社は、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、加盟店が当該計画を策定若しくは実施せず、またはその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正若しくは改善のために十分ではないと認めるときには、加盟店と協議の上、是正および改善のために必要かつ適切と認められる事項（実施すべき時期を含む）を提示し、その実施を求めることができるものとします。	

【新旧対照表】通信販売加盟店規約

【改定前】	【改定後】	備 考
【第 4 4 条（届出事項の変更等）】 2. 加盟店は、第 1 0 条第 1 項、第 1 3 条第 1 項、第 1 6 条、第 3 7 条第 3 項、同条第 4 項、第 3 9 条、および第 4 3 条第 1 項 6 号に定める措置や計画を変更しようとする場合には、あらかじめ当社へ届け出のうえ、当社と協議しなければならないものとします。 5. 本条第 1 項の届出がなされていない場合でも、当社は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報またはその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る本条第 1 項の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、加盟店は当社の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。 【第 4 5 条（契約解除等）】 1. 第 4 8 条の規定にかかわらず、当社は加盟店に下記各号のいずれかの事態が発生した場合、本契約を直ちに解除できるものとします。この場合、当社は、解除の効力発生前に、何らの通知を要することなく、直ちに本契約による取引を停止させることができるものとし、加盟店は、取引の停止または本規約の解除によって当社に生じた損害を賠償するものとします。当社が本項に基づき本契約を解除した場合、加盟店は、当社に対する一切の未払債務について、当然に期限の利益を失うものとし、直ちにこれを支払うものとします。 （ 1 5 ）加盟店が第 9 条の規定に違反して当社の改善措置の要求に従わない場合 （ 1 6 ）加盟店が第 2 8 条の規定に違反して返還等に応じない場合	【第 4 4 条（届出事項の変更等）】 2. 加盟店は、第 1 0 条第 1 項、第 1 3 条第 1 項、第 1 6 条、第 3 7 条第 3 項、同条第 4 項、第 3 9 条、および第 4 3 条第 2 項 6 号に定める措置や計画を変更しようとする場合には、あらかじめ当社へ届け出のうえ、当社と協議しなければならないものとします。 5. 本条第 1 項の届出がなされていない場合でも、当社は、適法かつ適正な方法により取得した情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る本条第 1 項の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、加盟店は当社の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。 【第 4 5 条（契約解除等）】 1. 第 4 8 条の規定にかかわらず、当社は、加盟店に下記各号のいずれかの事態が発生した場合、本契約を直ちに解除できるものとします。この場合、当社は、解除の効力発生前に、何らの通知を要することなく、直ちに本契約による取引を停止させることができるものとし、加盟店は、取引の停止または本契約の解除によって当社に生じた損害を賠償するものとします。当社が本項に基づき本契約を解除した場合、加盟店は、当社に対する一切の未払債務について、当然に期限の利益を失うものとし、直ちにこれを支払うものとします。 （ 1 5 ）加盟店が第 2 8 条の規定に違反して返還等に応じない場合 （ 1 6 ）加盟店が第 4 3 条第 1 項の規定に違反して当社の改善措置の要求に従わない場合	➤ 条項追加に伴い条項番号の変更表現の修正 ➤ 表現の修正 条項追加に伴い、記載順変更

【新旧対照表】通信販売加盟店規約

【改定前】	【改定後】	備 考
2. 本規約の解約・解除条項または前項各号のいずれかの事態が発生した場合、本規約の解約・解除条項または前項に基づき本契約を解除するか否かにかかわらず、当社は、何らの通知を要することなく、当該事態発生前に生じていたかまたは当該事態発生後に生じたかにかかわらず、本契約に基づく債務の全部または一部の支払を保留することができるものとします。この場合、当社は、当該事態の発生前に生じた遅延損害金を除き、法定利息その他遅延損害金の支払義務を負わないものとします。 3. 第1項第3号ないし第5号のいずれかの事態が発生した場合、本契約に基づき当社が加盟店に対し負担する金銭債務その他の財務給付を行うべき債務と当社が加盟店に対して請求することのできる一切の金銭債権（本契約に基づくものであるか否かは問わない）とは、何らの意思表示を要せず、当然に対当額で相殺されるものとします。本規約の解約・解除条項または第1項各号（第3号ないし第5号を除く）のいずれかの事態が発生した場合または当社が必要または適当と認めた場合、当社は、本契約に基づき当社が加盟店に対し負担する金銭債務その他の財務給付を行うべき債務と当社が加盟店に対して請求することのできる一切の金銭債権（本契約に基づくものであるか否かは問わない）とを、何らの意思表示を要せず、対当額で相殺することができるものとします。 4. 加盟店は、第48条または本条第1項により本契約が解約または解除された場合、直ちに加盟店の負担において加盟店標識をとりはずすものとし、未使用の売上票等も含め一切の用度品を直ちに当社へ返却するものとします。 5. 当社は、加盟店が本規約の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づく信用販売を一時的に停止することができるものとします。信用販売を一時停止した場合には、加盟店は、当社が取引再開を認めるまでの間、信用販売を行うことができないものとします。これにより加盟店に損害が生じた場合でも当社に何らの請求は行わず、一切加盟店の責任	2. 本契約において当社が本契約を解約もしくは解除することができる事態（前項各号の事態を含むが、これに限られない）が発生した場合、本契約を解除するか否かにかかわらず、当社は、何らの通知を要することなく、本契約に基づく債務（当該事態発生前に生じていた債務を含む）の全部または一部の支払を保留することができるものとします。この場合、当社は、当該事態の発生前に生じた遅延損害金を除き、法定利息その他遅延損害金の支払義務を負わないものとします。 3. 第1項第3号ないし第5号のいずれかの事態が発生した場合、本契約に基づき当社が加盟店に対し負担する金銭債務その他の財務給付を行うべき債務と当社が加盟店に対して請求することのできる一切の金銭債権（本契約に基づくものであるか否かは問わない）とは、何らの意思表示を要せず、当然に対当額で相殺されるものとします。本契約において当社が本契約を解約もしくは解除することができる事態（第1項第3号ないし第5号を除く）が発生した場合または当社が必要かつ適当と認めた場合、当社は、本契約に基づき当社が加盟店に対し負担する金銭債務その他の財務給付を行うべき債務と当社が加盟店に対して請求することのできる一切の金銭債権（本契約に基づくものであるか否かは問わない）とを、何らの意思表示を要せず、対当額で相殺することができるものとします。 4. 加盟店は、理由の如何を問わず本契約が解約または解除された場合、直ちに加盟店の負担において加盟店標識をとりはずすものとし、未使用の売上票等も含め一切の用度品を直ちに当社へ返却するものとします。 5. 当社は、加盟店が本契約に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づく信用販売を一時的に停止することができるものとします。信用販売を一時停止した場合には、加盟店は、当社が取引再開を認めるまでの間、信用販売を行うことができないものとします。これにより加盟店に損害が生じた	

【新旧対照表】通信販売加盟店規約

【改定前】	【改定後】	備 考
とします。 【第46条（損害賠償）】 加盟店が本契約に違反して信用販売を行った等、加盟店の責めに帰すべき事由により、当社、会員、カード会社等またはその他の第三者が損害を被った場合には、加盟店は、当社、会員、カード会社等またはその他の第三者に対し当該損害を賠償する責を負うものとします。なお、損害には、提携組織の規則等により当社が負担することとなった罰金・違約金（名称の如何を問わないものとします）等を含むものとします。 【第51条（合意管轄裁判所）】 加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、当社の本支店並びに営業所所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。	場合でも当社に何らの請求は行わず、一切加盟店の責任とします。 【第46条（損害賠償）】 加盟店が本契約に違反して信用販売を行った等、加盟店の責めに帰すべき事由により、当社、会員、カード会社等またはその他の第三者が損害を被った場合には、加盟店は、これらの者に対し当該損害を賠償する責を負うものとします。なお、損害には、提携組織の規則等により当社が負担することとなった罰金・違約金（名称の如何を問わないものとします）等を含むものとします。 【第51条（合意管轄裁判所）】 加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。	➤ 表現の修正 ➤ 合意管轄裁判所場所の明記

以 上